

6号機及び7号機 監視測定設備の機能喪失による運転上の制限の逸脱について
(公表区分Ⅱ)

2025年11月2日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

2025年11月2日午前11時00分頃、5号機中央制御室の屋外放射線監視端末に異常を示すメッセージが表示され、現場調査を行ったところ、5号機緊急時対策所にある緊急時対策支援システムの伝送装置の一部が停止していました。

この伝送装置には重大事故等対処設備である監視測定設備（可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置）が繋がるものとなっており、午後3時10分に6号機及び7号機の保安規定第66条-15-1の運転上の制限を逸脱したものと判断しました。

なお、当該監視測定設備で測定するデータについては、通常的环境モニタリングで対応できております。

また、本事案による原子炉及び使用済燃料プールへの直接的な影響はありません。

保安規定で要求される措置として、以下の内容を実施しております。

- ・当該設備を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する
(午後3時10分開始)
- ・代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する
(通常的环境モニタリングにて対応できていることを確認)

今後、伝送装置の復旧を図るとともに、一部が停止した原因について調査してまいります。

以 上